

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 中米経済統合銀行（証券コード：－）

### 【変更】

長期発行体格付	AA－	→	AA
格付の見通し	安定的		
債券格付	AA－	→	AA

### ■格付事由

- (1) 16年6月の設立協定の改訂により機動的な新規の一般増資による資本の強化と貸出ポートフォリオの分散が可能となり、18年4月に開催された理事会は、授權資本を総額50億米ドルから70億米ドルに増資することを決定した。また、18年1月には、韓国が4.5億米ドルの出資による域外加盟国としての加盟を申請した。韓国は、出資額が台湾に次ぎ2番目に大きいアジアの域外加盟国となる。また、韓国は、直近の18年12月には、設立協定への加盟プロトコルと株式引受の同意書に署名をし、総額1.1億米ドルの資本の払い込みを今後4年に渡り実施する予定である。これらにより、株主構成の分散化が進み、当行の資本と貸出能力はより強化される見通しである。当行は保守的な財務規律に基づき潤沢な流動性を維持した上で、資本基盤の強化や資金調達先の多様化を進めるなど、財務面でもストレスに対する耐性を強化している。以上を踏まえ、格付を1ノッチ引き上げ、見通しを安定的とした。
- (2) コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの中米5カ国により1960年に設立された国際開発金融機関。当行は、設立協定に基づき、加盟国・地域の政府による規制の免除など、優先債権者としての地位を享受している。当行は設立協定の加盟国にとり、あらゆる国際開発銀行の中でも最大の資金供与者となっており、地域の国際開発銀行として、経済・社会発展に大きく貢献している。また、他の国際機関や二国間の中米支援の受け皿にもなっており、当行の信用力を高める一因となっている。
- (3) 株主は、設立加盟国の中米5カ国に加え、設立加盟国でない域内国であるパナマ、ドミニカ共和国、ベリーズ、域外国である台湾、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、スペイン、キューバの14カ国・地域にわたる。17年4月、当行の理事会はキューバの0.5億米ドルの応募出資による域外加盟国としての申請を承認し、キューバは、第1回の払込完了後の18年7月に正式な加盟国となった。18/12期末の設立加盟国中米5カ国の出資比率は払込資本金ベースで59%であり、05/12期末の63%に比べると緩やかではあるものの、株主の分散が進んでいる。域内・域外加盟国・地域には、設立加盟国と比べて信用力の高い国・地域が含まれる。
- (4) 当行の融資残高は、18/12期末時点で75億米ドルにのぼる。融資残高の内訳をみると、中米5カ国向けが10年末に99%を占めていたが、貸付ポートフォリオの分散が緩やかに進みつつあり、18/12期末は83%となった。貸出残高に占める民間部門（政府保証のない金融機関および事業法人向け）のシェアは18/12期末で18%を記録し、同比率はピーク時の44%（06/12期末時点）から大きく低下してきた。資産の質は、18/12期末時点の不良債権比率が0%と極めて良好な水準に維持されている。
- (5) 当行は、内規に基づき、保守的な財務運営を行っている。貸出残高の上限は株主資本の3.5倍、金融債務残高は株主資本の3.0倍に制限されており、18/12期末はともに2.2倍であった。流動資産は、常に今後6カ月の総資金需要額（予定される貸出金の出金を含む）以上を維持し、資金調達環境の悪化や特定の借入国による返済の延滞に直面しても、事業を継続できる耐性を有している。また、他の国際開発銀行と同様に当行も収益の拡大を優先していないものの、継続的に黒字を計上し続けている。

（担当）増田 篤・利根川 浩司

■格付対象

発行体：中米経済統合銀行（Central American Bank for Economic Integration）

【変更】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第3回円貨債券（2015）	55億円	2015年12月4日	2020年12月4日	0.66%	AA
第4回円貨債券（2015）	45億円	2015年12月4日	2025年12月4日	0.96%	AA
2020年8月13日満期南アフリカ・ランド建債券（グリーンボンド）	10.32億ランド	2016年8月18日	2020年8月13日	8.40%	AA

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年3月20日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：増田 篤  
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) 中米経済統合銀行 (Central American Bank for Economic Integration)
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
  - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル